

防官文第6312号
令和4年3月31日
一部改正 防官文第11808号
令和4年6月17日
一部改正 防官文第13983号
令和5年6月29日
一部改正 防官文第7975号
令和6年3月29日

機関等主任文書管理者統合幕僚長 殿
防衛装備庁総括文書管理者

総括文書管理者
大臣官房長
(公印省略)

防衛省行政文書管理規則第20条に定める集中管理について(通達)

防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第20条に定める集中管理について、防衛省行政文書管理細則（防官文第6147号。令和4年3月30日。以下「通達」という。）第1章第4第7項に規定するもののほか、下記のとおり必要な事項を定め、令和4年4月1日から施行することとしたので通達する。

記

- 1 通達第1章第4第7項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる行政文書を含む行政文書ファイル等のうち保存期間満了時の措置が移管となるものは、防衛省本省の副総括文書管理者（以下「副総括文書管理者」という。）において集中管理を行うものとし、当該行政文書ファイル等の保存期間の起算日以後、速やかに副総括文書管理者に引継ぎを行うものとする。この場合において、電子媒体の行政文書ファイル等については、原則として、あらかじめ文書管理システムに保存するものとする。
 - ア 防衛省行政文書管理規則別表第1の第1の項から第5の項まで及び防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第1の項から第5の項までに該当する決裁文書
 - イ 防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第5条第2項に規定する訓令の制定、改正及び廃止に関する決裁文書

ウ 大臣が発する行動命令に関する決裁文書

エ 大臣が発する一般命令に関する決裁文書

オ 防衛大臣指示に関する決裁文書

カ 防衛省における文書の形式に関する訓令第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの

2 前号に掲げる行政文書ファイル等の副総括文書管理者への引き渡しについては、通達第 1 章第 4 第 7 項第 3 号の規定を準用する。

3 副総括文書管理者に引継ぎを行った行政文書ファイル等の保存に関する業務は副総括文書管理者において行うが、当該行政文書ファイル等の内容に関する責任は、引継ぎを行う前の当該行政文書ファイル等の文書管理者（以下「原文書管理者」という。）が負うものとする。例えば、秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）の規定により秘に指定された文書については、当該指定を行った管理者及びその指定する保全責任者が、条件変更、廃棄等の事務を行い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく開示請求等がなされた場合は、原文書管理者が対応するものとする。

4 原文書管理者は、原則として、副総括文書管理者に引継ぎを行った行政文書ファイル等の写しを作成し、保存期間が満了するまで保存するものとする。ただし、保存期間は副総括文書管理者に引継ぎを行った行政文書ファイル等の保存期間を引き継ぎ、保存期間満了時の措置は廃棄とするとともに、行政文書ファイル管理簿の備考欄に副総括文書管理者が集中管理する行政文書ファイル等の写しである旨を記載するものとする。